（様式環境対応型第１号）

捨印

令和　　年　　月　　日

全国石油商業組合連合会

会　長　　森　洋　　殿

（申請者）

郵便番号　〒　　　－

住　　　所

氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

担当者名：

電話番号：　　　－　　　　－

FAX番号：　　　－　　　　－

令和５年度環境対応型石油製品販売業支援事業

補助金交付申請書

標記補助金の交付について、業務方法書第８条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．法人番号（国税庁指定の13桁） | 　 |
| ２．申請給油所品質確保法番号 | －　　　　　　　　－ |
| ３．給油所名 | 給油所 |
| ４．申請給油所住所 | 〒　　　－　　　　　 |
|  |
| ５．申請給油所電話番号 | －　　　　　　－ |
| ６．申請者の運営する給油所数 | 　　　　　　　給油所　　全石連確認欄　　　　㊞ |
| ７．申請事業の種類（実施する事業に○を付ける） |
| ①土壌汚染検知検査補助事業　（　　　）※別紙１を添付すること |
| ②地下埋設タンク・配管二次検査補助事業　（　　　）※別紙１を添付すること |
| ③漏えい検査管採取物調査補助事業　（　　　） |
| ④ボーリング調査補助事業　（　　　） |
| ⑤油含有土壌等除去補助事業　（　　　） |
| ８．作業予定　開始日　令和　　年　　月　　日～終了日　令和　　年　　月　　日 |
| ９．補助対象経費及び補助金交付申請額（内訳は別紙の通り） |
| 補助対象経費（見積額）　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 10．委託予定業者名 |  |

　　1 / 3

（別紙１）　　　　　**申請タンクチェックリスト**

（申請者名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　　　　　㊞

Ｑ１　今回申請するタンクの種類はどちらですか。

１．一重殻（ＳＩＲ導入タンクは補助金交付対象外）　　　　　　　２．二重殻タンク

Ｑ２　申請するタンク数及び室数をお答えください。

二重殻　（　　　　本　　　　室）

Ｑ２　申請するタンク数及び室数をお答えください。

一重殻　（　　　　本　　　　室）

Ｑ３　うち、SIRを導入のタンク数及び室数をお答えください。

　　　（　　　　本　　　　室）

Ｑ６　常時監視機能は有効に機能していますか。

１．はい→ タンク検査は不要です。**配管のみ検査してください。**

２．いいえ（注）**→Ｑ７へ**

（注）「機能していない」とは評価条件等（液体の油種、タンク容量、必要条件等）に適合していな

いことにより常時監視できていないことをいう

Ｑ５　タンクの設置状況は以下のいずれかに該当しますか。

１．タンク室に設置されている。

２．ＦＲＰ内面ライニングが施工されている。

３．上記条件を満たさない

「１または２」と回答　「３」と回答**→Ｑ７へ**

Ｑ４　常時監視機能はついていますか。

１．はい　　　　　　２．いいえ**→Ｑ７へ**

Ｑ３　高精度油面計は設置されていますか。

１．はい（　　　室）　２．いいえ

回答終了

Ｑ４　外殻に検知液があるタンク数をお答えください。

　　　（　　　　本）　　回答終了

Ｑ８　高精度油面計で検査しない理由をお答えください。

１．２４時間営業のため、高精度油面計による検査が適さないため

２．その他（具体的に）（注）

（注）**高精度油面計による検査が適さない場合を除いて、高精度油面計以外で液相部の検査を実施されても補助金は交付されませんので、ご注意ください。**

回答終了

Ｑ７　今回、高精度油面計が設置されているタンクの液相部検査は

どのような方法で検査しますか。

１．申請者が高精度油面計で検査する。（補助対象外）

２．高精度油面計以外の方法で検査する**→Ｑ８へ**

３．検査しない。（検査済み又は、別途検査を予定しているため。）

「２」と回答　　　「１または３」と回答**→**

※ＳＩＲ＝統計学による漏えい監視システム

・ＳＩＲを導入している二重殻タンクの外殻については、従来どおり法定点検の実施が必要（補助対象）

・廃油タンクについてはＳＩＲが導入できないため、従来どおり法定点検の実施が必要（補助対象）

誓　約　書

（申請者名）

氏名又は名称

及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

私は、環境対応型石油製品販売業支援事業に係る業務方法書第７条第２項各号に規定する下記の事項に該当しないことを誓約いたします。万一下記の事項に該当していた場合には、直ちに補助金を返還することといたします。

(１)成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(２)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年

　　を経過しない者

(３)品質確保法の規定により業務の停止命令を受け、その期間が終了した日、又は罰金の刑に処せ

　　られ、その執行を終わり、もしくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(４)品質確保法の規定による揮発油の分析を行っていない者

(５)交付申請を行う日付から過去２年の間に、品質確保法で定める強制規格又は標準規格について

　　２回以上不適合がある者

(６)交付申請を行う日付から過去２年の間に、資源エネルギー庁又は経済産業局から品質確保法第

　　十七条の二に基づく指示、又は要請を受けたにも関わらず指示に従わなかった者

(７)交付申請を行う日付けから過去２年の間に、品質確保法第二十条第一項又は第二項の報告徴収、

　　立入検査について、報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は検査又は資料の収去を

　　拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(８)品質確保法の規定により、経済産業大臣が揮発油の品質の確保に関し、必要な措置をとるべき

　　ことを指示した場合において、その指示に従わずにその旨を公表された日から２年を経過しな

　　い者

(９)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に基づく排除措置命令を受けた日、若

　　しくは裁判所が差し止めを行った日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは

　　執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者、又は私的独占の禁止及び公正取引

　　の確保に関する法律に基づき策定された「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」に基づく

　　警告を受けた日から２年を経過しない者

(１０)不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令、指示、行政指導（警告・注意等公表

　　措置を伴うものに限る）を受けた日、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは

　　執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

(１１)下記　「暴力団排除に関する誓約事項」記に記載されている事項に該当する者

　2 / 3

(１２)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第３２条の３第７項及び第３２条の１１第

　　１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条

　　の２、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、

　　罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経

　　過しない者

(１３)「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する

　　特別措置法」に基づき策定された、「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要とな

　　る誤認防止措置に関する考え方」に基づく行政指導（警告・注意等公表措置を伴うものに限る）

　　を受けた日から２年を経過しない者

(１４)補助事業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由のある

　　者

(１５)資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有される中小・小

規模事業者

(１６)補助金の交付の申請時において、直近過去３か年分の課税所得額の年平均額が１５億円を超え

る中小・小規模事業者

誓約書

（暴力団排除に関する誓約事項）

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

(１)法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関

　　する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であ

　　るとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場

　　合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団

　　員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(２)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

　　をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(３)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あ

　　るいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(４)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を

　　有しているとき

以上

